

平成 20 年 5 月 7 日

各 位

会社名 株式会社イントランス
代表者名 代表取締役社長 上島 規男
(コード番号 3237 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役経営企画室室長 鳥越 憲一
電話番号 03 - 5725 - 8100 (代表)

取締役に対する金銭による報酬の額並びに ストックオプションの報酬の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する金銭による報酬の額並びにストックオプションの報酬の額及びその内容について承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 19 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社は、当社の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与すること、並びにかかる新株予約権の付与が取締役に対する報酬等に該当することから、その額及びその内容につき金銭による報酬とは別枠にてご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容

当社の取締役の報酬等の額は定款にて年金 10 億円以内と定められておりますが、定款変更によりこの規定を削除して株主総会の決議によって定めることとし、昨今の当社業績に鑑みて取締役に対する金銭による報酬の額として年 5 億円、ストックオプションとしての新株予約権にかかる報酬の額として年 1 億円をそれぞれ上限として設定する旨、並びに取締役に対して以下の内容の新株予約権をストックオプションとして発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は 3 名ですが、取締役選任の議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は 4 名となります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

但し、下記(2)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。

調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から10年を経過するまでの範囲で当社取締役会が定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、別途、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議にて定める。

(ご参考) 本議案のほか、当社の従業員に対し、本議案と同一の内容の新株予約権を、別途、取締役会の決議により発行する予定であります。

以 上